

事務事業名	火災予防啓発事業(住宅用火災警報器の設置)	整理番号	25302-000
所管	予防課防火指導スタッフ		

事務事業の位置付け

期間	平成16年度～平成21年度	根拠法令・要綱等	消防法9条の2 火災予防条例29条の3
基本計画における位置付け	基本政策	2-5 防災体制の充実	関連政策
	政策	2-5-3 消防・救急体制の充実	

事務事業の内容

目的(何のために)	住宅火災による焼死者を無くすため
対象(誰・何を)	市・町全世帯
手段(どのようなやり方で)	あらゆる広報媒体を利用し、市町の広報紙に掲載、各種講習会、会合等で防火意識の高揚を図り、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを説明する。
成果(どのような状態にしたいか)	全世帯に住宅用火災警報器を設置させることにより火災時に早期避難させ死傷者を出さない
事務事業の背景・住民の意向	住宅用火災警報器は、新築住宅においては平成18年6月1日から、既存の住宅においては平成21年5月31日までに設置が義務付けられた。
見直し改善の経過	

事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績	投入コスト(千円)												
平成16年度	秋季火災予防期間中に一般住宅防火指導にてパンフレットの配布・各種講習会で説明を行う。広報御殿場・小山に掲載、御殿場市役所・小山町役場で説明	<table border="1"> <caption>投入コスト(千円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人件費(下段)</th> <th>直接経費(上段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年度</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>300</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>1200</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>	年度	人件費(下段)	直接経費(上段)	16年度	200	400	17年度	300	700	18年度	1200	400
年度	人件費(下段)		直接経費(上段)											
16年度	200		400											
17年度	300	700												
18年度	1200	400												
平成17年度	春季及び秋季火災予防運動期間中に一般住宅防火指導にてパンフレットの配布・各種講習会で説明を行う。広報御殿場・小山に掲載、御殿場市役所・小山町役場で説明													
平成18年度	春季及び秋季火災予防期間中に一般住宅及び独居老人宅防火指導にてパンフレットの配布・各種講習会で説明。御殿場・小山の広報紙に掲載。共同住宅の立入検査実施、関係者に設置義務を説明する。													

評価指標

指標名	実績	目標
火災警報器設置件数(件)	H16: 0, H17: 0, H18: 0, H21目標: 120,000	120,000
設置世帯割合(%)	H16: 0, H17: 0, H18: 0, H21目標: 100	100
世帯当たりのコスト(円)	H16: 0, H17: 1,300, H18: 1,400, H0目標: 1,400	1,400

事務事業の評価

観点別・一次評価(担当部署の評価)	コメント	今後の方向性												
<table border="1"> <tr> <td>観点別評価</td> <td>必要性</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>有効性</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>効率性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一次評価</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </table>	観点別評価	必要性			有効性			効率性		一次評価	B		新築住宅については平成18年6月1日から施行され設置が進んでおり、既存住宅においてもぎむ違反の無いように推し進めていく	継続
観点別評価	必要性													
	有効性													
	効率性													
一次評価	B													
二次評価(行政評価委員会の評価)	コメント	今後の方向性												
二次評価	B	市民の意識向上のためのPRを積極的に進め、市民から理解が得られるよう工夫されたい。	継続											

改革プラン

平成19年度からの対応	新築住宅にあっては、確認申請(同意)時に関係者に指導し100%の設置となるが既存住宅はホームページへ掲載、講習会や会合等を通じて積極的に普及啓蒙活動を行う。
平成20年度以降の対応	平成21年5月31日までに全ての住宅について各組織等を媒体とした広報及び広報紙やパンフレット等を活用して直接市町民に設置を訴えていく。なお、次回の国勢調査に住宅用火災警報器の設置状況が調査対象に加わる予定です。
改革により予想される成果	住宅用火災警報器の設置率の向上により火災による焼死者等の相当な低減が図れる。